

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針改正案及びインターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項改定案に関する意見

2022年6月13日
一般社団法人 新経済連盟

該当箇所	意見・理由
<p>①「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（一部改正案）」（以下「指針案」という）および「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の具体的事例」（以下「具体的事例」という）全体について</p>	<p>（意見①） 以下の認識のとおりで相違ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフィリエイトによる表示には、広告主がその表示内容の決定に関与している実態がないなど、広告主に表示主体性がないものも存在する ・今般改正される管理上の措置についての指針や管理上の措置の具体例は、広告主に表示主体性がない表示についてまで広告主による措置を求めるものではなく、あくまで、広告主が自ら作成する表示や、広告主からアフィリエイト等に表示の作成を委ねる表示など、広告主が表示の内容の決定に関与した表示について措置を求めるものである ・広告主が表示の内容の決定に関与したかどうかは、当該表示にかかる取引の態様や事実関係等の実態に応じて個別に判断される <p>（理由①） アフィリエイトプログラムを利用したアフィリエイトによる表示には、指針案注5後段にあるような、広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りやコミュニケーションが一切行われずに、消費者であるアフィリエイトが自ら選んだ商品についてアフィリエイトリンクとともに感想等をSNSに投稿するといった実態のものもあることから、そういった実態でアフィリエイトが作成した表示である感想等にまで本指針による措置が求められるものではないことを確認する必要があるため。</p> <p>なお、仮にそういった実態でアフィリエイトが作成した表示である感想等にまで広告主の景品表示法上の管理責任や結果責任が及ぶとすると、本来消費者が自由に投稿できるはずのSNS上の感想全てに広告主が口出しすることを肯定することになり、かえって消費者の合理的な選択を歪めてしまう恐れがあるだけでなく、広告主が把握し得ない投稿まで管理することは現実的に不可能であることから、健全な事業者ほどアフィリエイトプログラムへの参加自体ができなくなってしまうと懸念している。広告主による表示内容の決定への関与が実態としてある場合には指針案や具体的事例の対象となるが、そうでない場合には対象とならないという前提を改めて確認したい。</p>
<p>②指針案および具体的事例全体について</p>	<p>（意見②） 今後、指針等の改定について周知するにあたっては、「アフィリエイトによる表示は取引の態様にかかわらず全て広告主が景品表示法上の管理責任と結果責任を負う」といった誤った認識が広がらないよう、以下の点についてわかりやすく周知いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフィリエイトプログラムを利用した表示については、アフィリエイトによる表示であっても、広告主による表示内容の決定への関与が実態としてある場合には指針案や具体的事例の対象となる

	<p>が、そうでない場合には対象とならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフィリエイトによる表示であると広告主が言い逃れをしようとしても、表示内容の決定への関与が実態としてある場合には広告主が景品表示法上の責任を負うこと ・広告主が実態として表示内容の決定に関与していないアフィリエイトの表示についてまで管理することは求められていないこと <p>(理由②)</p> <p>アフィリエイト広告等に関する検討会においては、実際は様々な態様のアフィリエイトプログラムが存在し、アフィリエイトによる表示にも広告主が表示内容の決定に関与している実態があるものと無いものがあるという共通認識が得られていたとは必ずしも言えず、悪質なアフィリエイト広告など、実態として広告主が表示内容の決定に関与しているにもかかわらず自ら作成した表示ではないと言い逃れをするような態様を念頭に議論されていたため、上述のような点が誤解されている可能性がある。健全な事業者に過度な萎縮効果をもたらさないよう、周知の段階で配慮いただきたい。</p>
<p>③具体的事例 柱書ほか「アフィリエイトプログラムを利用した広告」</p>	<p>(意見③)</p> <p>「アフィリエイトプログラムを利用した広告」という用語は、アフィリエイトによる表示（アフィリエイトリンクと共に表示される投稿）全てを指すのではなく、あくまで、広告主が自ら作成したり、アフィリエイトに作成を委ねるなど、広告主がその表示内容の決定に関与した実態がある表示、つまり、広告主による表示と判断されるものを指しているという認識で相違ないか。</p> <p>(理由③)</p> <p>具体的事例の記載の中には、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」や「アフィリエイトプログラムを利用した広告を行い、自社の表示の作成をアフィリエイト等に委ねる場合」「アフィリエイトプログラムを利用した広告を行い、自社の表示の作成をアフィリエイト等に委ねた自社の表示」「アフィリエイトプログラムを利用した広告の表示等のように、アフィリエイト等に表示等の作成を委ねている場合」など、様々な記載があるが、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」自体の定義を説明した箇所はなく、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」が「広告主がアフィリエイト等に自社の表示の作成を委ねた表示」と同義なのか、異なるのか、異なるとして「アフィリエイトプログラムを利用した広告」は広告主がその表示内容の決定に関与していないアフィリエイトによる表示を含むのか含まないのかが判然としていない。</p> <p>指針案注5や具体的事例全体を読む限りは、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」という用語は、少なくとも、広告主が景品表示法上の管理責任や結果責任を負う対象として使用されているような印象を受けるが、確認したい。</p>
<p>④具体的事例 8 (1)</p>	<p>(意見④)</p> <p>「アフィリエイトプログラムを利用した<u>広告</u>においては、(中略)消費者が判断できない場合がある」とある部分を、「アフィリエイトプログラムを利用した<u>表示</u>においては、(後略)」と修正すべきである。</p> <p>(理由④)</p>

	<p>ここで記載されている事例の趣旨は、広告主がその表示内容の決定に関与していないアフィリエイターによる感想等の表示なのか、広告主がその表示内容の決定に関与している広告主の広告なのかを、消費者が判別できるようにするため、後者の場合に例えば「広告」と表示することを挙げたものと認識しており、そうだとすると、現在の案は「広告においては広告かどうか消費者が判断できない」という文章になってしまうため、より正確に趣旨が読み取れるように、修正することが望ましいと考える。</p>
<p>⑤「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項（一部改定案）」（以下「留意事項案」という） 第1の4(2)</p>	<p>(意見⑤) 「アフィリエイトプログラムを利用した広告についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合」という箇所を、 「アフィリエイトプログラムを利用した表示についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合」と修正すべきである。</p> <p>(理由⑤) 指針案や具体的事例の内容からは、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」という用語は、アフィリエイターによる表示（アフィリエイトリンクと共に表示される投稿）全てを指すのではなく、あくまで、広告主が自ら作成したり、アフィリエイターに作成を委ねるなど、広告主がその表示内容の決定に関与した実態がある表示、つまり、広告主による表示と判断されるものを指していることが読み取れ、だからこそ、管理上の措置の対象となっていると認識している。</p> <p>しかし、留意事項案における現在の記載では、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」の中に、「広告主がその表示内容の決定に関与していない場合」と「関与している場合」と両方があることになり、管理上の措置が求められる対象が「関与していない場合」の表示にまで広がってしまう。</p> <p>留意事項と指針や具体的事例とで同一用語が違う意味を持つと混乱することから、上記修正をしていただきたい。</p>